

1. 件名：東海第二発電所の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年8月30日 13時00分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
小野安全審査官、長江技術参与、上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の概要【有毒ガス防護について】（G-1-001(改2)）（令和4年8月24日提出資料）

（2）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（G-1-002(改2)）（令和4年8月24日提出資料）

（3）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（G-1-003(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（4）東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（G-1-004(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（5）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特

- に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (G-1-005(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (6) 東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表 (G-1-006(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (7) 東海第二発電所 発電用原子炉施設設置変更許可申請書 (添付書類十一) 比較表 (G-1-007(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (8) 東海第二発電所 発電用原子炉の設置変更 (発電用原子炉施設の変更) に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号 (平和目的) 基準への適合について 比較表 (G-1-008(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (9) 東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表 (有毒ガス防護対策) (G-1-009(改2)) (令和4年8月24日提出資料)
- (10) 東海第二発電所 中央制御室, 緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について比較表 (G-1-010(改1)) (令和4年8月24日提出資料)
- (11) 東海第二発電所 敷地外固定源の再評価の状況説明 (G-1-011)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁ウエダです。
0:00:03	それでは時間になりましたので、本日のヒアリングを始めたいと思います。今日は、東海第2発電所の
0:00:10	設置変更許可申請についてです。説明を事業者からお願いします。
0:00:20	規制庁オノです今日の説明なんですけれども多分結構コメント回答が、
0:00:26	主だと思んですけれども、少し分野ごとに分けて回答していただきたくて、最初の
0:00:35	敷地内外の提言の関係に対するコメントと回答いただいてそのあとは、少し要員関係前回ヒアリング要員関係のコメントをいただいてそのあと、
0:00:45	それ以外のコメントを開会としていただいて最後そちらのパワポ資料のほうをご説明していただけたらと思います。よろしくをお願いします。
0:00:58	日本原子力発電の盛です。それではまず初めに、現状の再評価の状況説明をさせていただきたいと思います。
0:01:10	まず、本日の資料のところに記載してあるんですけれども、まず、現在、
0:01:18	評価点3点について、それぞれ再評価を実施しております。
0:01:23	では再評価の結果につきましては、9月12日頃には、評価結果確定する見込みとなっております。
0:01:31	また、現在再評価中ではございますが、
0:01:38	評価条件を設定しておりますので、それに伴います資産、
0:01:53	すいません、年、
0:01:54	試算しておりますので、それにつきましては、図書、評価点3点。
0:02:00	いずれも隣接方位を含めた、有毒ガス濃度の合算値が最大となる方位であっても、最大の地点で0.55となり、
0:02:10	防護判断基準値に対する割合の和が1より小さくなっております。
0:02:16	具体的には、表で説明させていただきます。
0:02:21	投票に記載しております。敷地内と敷地外の固定元それぞれについて評価を実施しております。まず白抜きの部分につきましては、
0:02:33	当初の評価条件と変更なく、評価結果。
0:02:38	の変更がないため、そ今回の評価結果そのまま使用いたします。
0:02:44	続きまして緑の、
0:02:46	ハッチングの箇所につきましては、当初、薬品濃度を設定して、堰面積を、敷地内のモニタータンク、
0:02:55	の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:57	と面積と、体積より推定しまして、と推定した設定値をしてたんですけれども、届け出情報より、堰面積は、られていないということで、
0:03:08	放射線保守的、
0:03:11	保守性を、の観点から、今回は堰面積を設定せずに、
0:03:18	薬品濃度につきましては、それぞれ届け出情報がえられた。
0:03:22	薬品濃度、そして、全量 1 時間放出で、評価することといたしました。
0:03:31	水色の続きまして水色の枠につきましては、こちら薬品濃度を届け出情報に変更いたしまして、
0:03:41	再評価を実施することといたします。
0:03:45	と緑色の、
0:03:46	ハッチングにつきましては、薬品濃度が変わるため、こちらメーカーさんの委託で評価することとなりますので、こちらただいま再評価実施中があります。
0:03:59	続きまして、黄色いハッチングのところにつきましては、今回、当初、届け出情報、
0:04:07	衛生医薬品濃度、堰面積とも届け出情報替えられなかったため、推定した値で、蒸発率を評価していたんですけれども、こちら保守性を持って全量 1 時間放出とすると。
0:04:21	厳しい値になってしまうため、今回、事業者の方にちやい主催調査を実施し、越薬品濃度及び積面積、
0:04:32	の情報をいただきましたので、そちらの値で設定をして再評価することといたしました。
0:04:40	こちらにつきましても、蒸発率の評価となりますので、メーカーさんの委託で、ただいま再評価しております。
0:04:50	最後になりますが、オレンジ色のハッチング部分なんですけれども、こちらにつきましても、
0:04:58	一番、もともと蒸発率で推定して評価してたんですけれども、全量 1 時間放出で評価したところと厳しい値になってしまいましたのでこちらにつきましても、
0:05:11	西條調査を実施いたしましたところ、開示情報、
0:05:17	当時開示請求をした、実施した時からこちら固定元のガソリンにつきましては、使用されていないことが判明しましたので、
0:05:27	こちらにつきましては、評価対象外としたいと思います。
0:05:32	このように現在、
0:05:35	薬品濃度及び堰面積の条件を再設定いたしまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:41	評価しております。
0:05:43	しす次のページになりますが、ちょっと、
0:05:48	一つ緊急時対策所だけになるんですけども、固定減による有毒ガス濃度の重ね合わせの試算値になります。
0:05:57	と緑の字につまましてはただいまメーカーさんの再評価中なので、ちょっと前後、変わる可能性はあるんですけども、アオノす青色の数字は当初設定の薬品濃度、
0:06:09	及び最新の積面積で試算した値を、
0:06:14	設定乗車を記入しております。
0:06:17	ここで、緊急時対策所につまましては試算値で、ENE方法で0.55。
0:06:25	という値が出ています。
0:06:29	このように現像を再評価、
0:06:32	をしている状況であります。
0:06:35	こちらにつまましての説明は以上になります。
0:06:48	長のでそれではこれについて質疑をしたいと思います。ちょっと確認させてください。オレンジのやつ、
0:06:56	パッソリンだけすいませんもう一度ちょっと理由を教えてくださいてもよろしいでしょうか。
0:07:02	日本原子力発電の盛です。こちらガソリンにつまましても、今回、再調査を実施いたしましたところ、もともと開示請求では、ガソリン、
0:07:13	を使用しているということで、
0:07:16	情報があり、
0:07:18	当初、こちらに評価対象として、特定していたんですけども、確認したところガソリンが、その開示請求の時期から使用されていないということが判明して、今も、
0:07:32	使用されていないということで、今回評価対象。
0:07:36	から外すものであります。
0:07:42	もともと障防法の開示請求を行いまして、こちらのガソリンが抽出されたんですけども、障防法につまましては、もう廃止の手続きをしない限りずっと生きていますので、
0:07:55	それを我々拾ってこちら評価対象としたんですけども、今回直接事業所の方に問い合わせをして、そのときから、ガソリンは使用されていない、でも現在も使用していないということが判明しましたので、
0:08:10	今回は、評価対象から除外することとしたものであります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:15	あと、現在のスズキ少し補足します。我々2019年時点の調査データに基づいてやってるんですけども、先ほど盛が言った通り消防法に基づく届け出の方はもう昔のままから全然こう更新がかかっていないんですね。
0:08:30	それを拾って我々やっていたんですけど、再調査したところ、我々がデータで用いて2019年度時点から、もうガソリンは一切使っていないということが判明したので、
0:08:41	はそれについてはなしというようなことでご提言からなしと。
0:08:46	ということで、再整理をさせていただきました。以上です。はい、規制庁の承知いたしましたそれはもうあれ事業としてガソリン使わないよっていうことを何か、届け出たりとかして、
0:08:57	いややめたとそれともただただ枠としては使うことはできるんですけども、たまたま持って持つ持ってないっていただけなんですか。
0:09:09	日本原子力発電の福井です。今ご質問の件なんですけれども事業者の方に問い合わせをしたところ、もう設備としても使用していないということですので、
0:09:19	ものはないというふうに考えております。
0:09:25	規制庁の承知いたしました。とりあえず1回私から以上。
0:09:33	規制庁の長江です。今、新たに各個別の事業者にお問い合わせをしてその回答いただいたということなんですけど、その
0:09:44	今までの流れってどうか
0:09:48	なんつうか皆さんの資料の中ではその公開情報の開示情報ってどうか、そういう届け出情報をもとに、積み上げてきたっていう形なんで、その
0:09:59	新たにその皆さんが独自に事業者に、
0:10:03	直接その会議開示なり、その面談されて、出された資料っていうのも当然
0:10:10	エビデンスとして示していただかないと、我々口頭で言われてもいいのかどうか判断できないので、新たに、しかもこれかなり、
0:10:20	多分
0:10:21	割と割合が高いところを重点的にやられてやられると思うので、そこについては開示いただきたいんですけども、
0:10:37	日本原電の盛です。承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:45	例のスズキですそういう意味ではエビデンスとなるものをですねまとめ資料の方につけて、それで示したいというふうに思います。感度がでかいやつっていう話で、ざっくり言いましたけれども具体的にトレイ、
0:10:59	1%ですね今日割合 1%を超えるとそれなりに感度が大きいだらうということ、1%を超えるようなものを対象に、再調査をしたと。
0:11:07	能勢その辺も含めてですねちょっとまとめ資料の方に記載をしたいとしたいと思います。
0:11:12	規制庁の長江です
0:11:14	多分席があるとかないとか、濃度が 100%じゃないとかって、割と
0:11:20	解析上は重要なインプットになるもんだと認識してますので、よろしくお願ひします。あと今、ここで試算されている結果なんですけどね私もちょっと
0:11:33	ぱらぱらあたってみたんですけれども、結構
0:11:38	何ていうんすかねやっぱり揮発性のものですよねアンモニアとかは当然なんですけど
0:11:45	特に気になってるのはこの表でいくとガソリンの 15 番って書いてる。
0:11:51	この
0:11:52	べらぼうに容量の大きいものがあるって一応これ白抜きでもう書かれてるんですけど、
0:12:00	これって
0:12:02	積があったのが積があった。
0:12:05	ていう情報だったかと思うんですけど、
0:12:09	例えば、
0:12:10	何ですかね皆さんのその解析条件が細かいところまでちょっと書かれてないものがあったりするんで、
0:12:18	その
0:12:19	それでかなり揮発性が高いしこれはすごい量が圧倒的に多いので、こういうところは
0:12:25	個別の解析条件っていうんですかね、具体的には
0:12:31	そういう環境温度何度に設定したとか、
0:12:34	あと最終的な蒸発率に行くのにいろんな
0:12:38	物性値使うと思うんですけどそういう脳がきちんとか、
0:12:42	全部わかるような形で
0:12:45	生成季したものをちょっとまとめていただく、さらにこうまとめていただくと、ちょっと割れの方も全部フォローできないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:56	ちょっとお願いできますでしょうか。
0:13:03	日本原電の森ですとかそれにつきましては東海第2の敷地外の特有の物になりますので、ちょっと別紙にするか参考資料にするかあれですけどそちらで、
0:13:15	評価方法について記載いたします。
0:13:19	すいません規制庁永井です
0:13:24	一応蒸発率の式は全部あるんですけど、あってそれを多分使われるとてるとは思うんですけど、そこに入れるインプットの値と、それから、
0:13:34	関井の開示情報があると思うんですけど、
0:13:39	それを
0:13:41	何ていうか、ちょっとどういう会情報来たのかわかんない最終的面積に焼き直す時にどうするかっていうところそこが、ちょっと不明なところがあると思うんでそれはガソリン限らず全部、
0:13:52	積があるものについては共通なんで、
0:13:56	何ていうんすかね皆さんの取り扱い開示会場はちょっとどういう形で帰ってきてるのかわからないので、それとの関係で説明を
0:14:08	インプットも、全部必要なものを含めてご説明いただきたいところ一覧表にしていだければということなんですけど。
0:14:18	日本原電の盛です。
0:14:20	当検討しまして記載するようにいたします。
0:14:23	藤内ですよろしく申し上げます。私から以上です。
0:14:35	他に何かありますでしょうか。
0:14:41	それでは、説明を続けてください。
0:14:47	それでは日本原電の盛ですそれでは説明続けさせていただきます。まず本日はこれまでご指摘いただきました、有毒ガス濃度の評価条件となります薬品濃度及び堰面積の設定方法について、
0:15:03	そして評価に使用している気象データの妥当性について、
0:15:07	糸瀬、そして別紙4-7に記載してます、固定厳正利用についての記載の適正化等を主にこの3点について
0:15:17	説明させていただき、その後、体制等を含めましてご指摘いただいておりますのでそちらに対する回答をさせていただきたいと思います。
0:15:28	それではまず、
0:15:30	ちょっと本日資料NoG-1-010 甲斐1の比較表にてまずは説明させていただきます。
0:15:43	こちら、右下24ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:46	をお願いいたします。
0:15:55	右下 24 ページになります。
0:15:59	こちら、第 3.1. 3-1 表のにつきましては、敷地外固定限の調査結果を記載しております。
0:16:09	左から三つ目の固定減の項目につきまして、事業所ごとに記載し、事業所ごとで同じ固定元がある場合は、丸数字。
0:16:21	の後に、の 1-2 のようにF版を記載いたしました。
0:16:28	また、貯蔵量につきましても、開示請求で獲られた情報をそのまま記載しております。
0:16:36	表全体としましては、開示請求に情報がられなかった項目につきましては、バーを記載しました。
0:16:45	スクリーニング評価時の設定につきましては、アスタリスクをつけ、注釈を記載し、記載の充実化を図りました。
0:16:55	次のページ、25 ページをお願いします。
0:17:02	まず、*3 になりますが、先ほどご説明した、再調査を行っておりますところの説明になっております。
0:17:12	再調査を行い、再調査にて情報がえられた場合は、その条件で再評価を行います。
0:17:21	と再調査でも情報がえられなかった場合は薬品濃度 100%とし、全量 1 時間放出にて評価を行うことを記載しておりましたが、こちらは再調査を行い、
0:17:32	再調査にて情報替えられた条件で再評価を行っておりますので、ちょっとこちらにつきましてはまた記載につきましては適正化を図ります。
0:17:43	続きまして、保守性の観点から、薬品濃度を 100%として取り扱うものと、防疫底を考慮せずに、全量 1 時間放出として、
0:17:55	評価したものにつきましては、*4 と 5 を記載しました。
0:18:02	次のページをお願いいたします。
0:18:07	こちら第 3.1. 3-2 本につきましても、固定限の記載方法を適正化するとともに、粗造料につきましては、開示情報で獲られた情報を記載しております。
0:18:22	右下 28 ページをお願いいたします。
0:18:28	評価点と、敷地外固定元の位置関係の図につきましても、事業所ごとにご提言を記載しました判例を追記しております。
0:18:39	その判例を追記して図の適正化を図っております。
0:18:44	続きまして右下 47 ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:57	こちらが有毒ガス濃度の評価に用いる蒸発率や、相対濃度の評価条件を記載しております。
0:19:07	あと薬品濃度積面積につきましては、会日された情報と、評価で設定した条件を並べて記載いたしました。
0:19:17	設定方法の正体ニイツ詳細につきましては、アスタリスクをつけ、注釈を記載しました。
0:19:25	ここで評価条件につきまして説明させていただきます。
0:19:29	あと右下 49 ページをお願いいたします。
0:19:36	評価条件としましては、先ほど来説明しておりますが、開示された情報がえられなかった薬品濃度は 100%と設定しました。
0:19:46	また、開示された情報にて、こちらでは、塩酸、08-3、
0:19:53	08-4 になるんですけども、開示された情報にて塩酸 35%以上という薬品濃度につきましては、字数、
0:20:03	日本産業規格により薬品濃度が 35%から 37%と、規格値で定められているため、保守性の観点から、37%と設定いたしました。
0:20:18	また、* の 5 になりますが、届け出情報から関面積が獲られたものの、薬品濃度 999%の、こちら、アンモニア、③になりますが、
0:20:30	アンモニアは常温常圧で来たいと考えられるため、貿易定を考慮せず、1 時間で全量放出するとして、評価を実施しております。
0:20:43	* 6 につきましては、積面積、
0:20:47	ですが、開示された情報がえられなかった積面積は、貿易定を考慮する、せず、1 時間で全量放出するとして、スクリーニング評価条件を設定いたしました。
0:21:02	先ほどご説明ありましたのがそれにつきましては、ガソリン 15⑮以外でのガソリンは積面積の情報がえられなかったため、
0:21:14	貿易底を考慮せず、全量 1 時間放出するとして、スクリーニング評価を行いました。
0:21:21	ガソリン 15 につきましては、開示された情報より井関面積がえられており、ガソリンは常温常圧で、
0:21:30	主に液体として存在していることから、期待と評価することは妥当と考え、ガソリン 15 は、堰全体に広がり、そこから蒸発するものとして評価を行っております。
0:21:45	その評価に当たりましては分圧等、ガソリンの物性値を用いて評価を実施し、揮発性が高いことも、評価条件に含んでおり、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:55	実際には、揮発性が高いため、流出した側から蒸発する可能性も考えられますが、
0:22:01	瞬時に堰全体に広がるとしたときよりも、蒸発面積がその場合は小さくなるため、現在の評価方法、評価の方が、
0:22:11	蒸発面積が広くなり、保守的な評価になると考えております。
0:22:18	今これらにつきましては、
0:22:21	別添資料を作成し説明させていただきます。
0:22:26	以上のように、保守性の観点から評価し、設定し、評価した結果を、右下 56 ページの表に記載いたします。
0:22:36	右下 56 ページをお願いいたします。
0:22:42	こちらまだ再評価中であり、空欄がありますが、最小かけした結果を本票に記載してあります。
0:22:50	表につきましても充実化を図っております。
0:22:54	評価における有毒ガス濃度は、1 気圧における各有毒化学物質の、
0:23:01	につきましては 25°C、1 気圧における各有毒化学物質の体積分率とします。
0:23:09	重ね合わせの結果につきましては、次のページの表に記載しております。
0:23:15	また、放出元を中心とした評価した評価点を見た図につきましては、別紙 15 に記載しました。
0:23:24	と右下、ちょっと飛びますが、322 ページをお願いいたします。
0:23:42	こちら、322 ページの第 30 分から、とかく敷地内外の固定元から評価点を見た方位を記載した図を追記しました。
0:23:55	とこのように以上が、薬品濃度と積面積の設定方法及び表や図の記載の 10 時間、
0:24:03	充実化に関する説明になります。
0:24:08	こちらで、
0:24:10	します。
0:24:13	はい、規制庁のでそれで結構で質疑に入りたいと思いますちょっと最初に、
0:24:20	知事の方からちょっと確認させてください。比較表のさっきの 24 ページかな。
0:24:26	で、
0:24:28	ご説明があったんですが 20、
0:24:33	ごめんなさい 23 ページです。申し訳ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:38	今回
0:24:41	等に評価方法って、先ほど長井からも、
0:24:46	少しコメントがあった通り、自分たちで再調査したっていうのはある種先行にない特殊な事例なのかなと思っていて、それが多分この
0:24:57	その備考だけじゃなくてこの部分で出てこないといけないのかなと思うので、その
0:25:03	その先行にないところ、独自の評価、評価とか再調査とかについては少しこういったところに、詳しく記載していただけないでしょうか。
0:25:17	日本原電の森井です。本文中に記載するようにいたします。
0:25:23	よろしくお願いいたします。あと続いてなんですけれども、
0:25:27	ちょっと確認させていただきたくて、
0:25:37	少々お待ちください。
0:25:48	長オノです。3、34 番コメント整理表の 34 番。
0:25:53	なんですけれども、
0:25:58	ちょっと回答的になったのは規定された数量以上のものは届け出されることが規定されているって書いてあるんですけれども、
0:26:10	届け出がされてないものの数量っていうのはもう微々たるものでもうこの評価にはほとんど影響してこないから、もうこれ、大丈夫ですっていうことなんですか。
0:26:22	ここって何かこう、コメントだと、数量以上のものは届け出されてるから、毒物劇物取締法に規定されてる方に包含されますって書いてあるんですけどもそれは届け出されて、
0:26:36	ないものは別に包含されてるかどうかわからないんですけどもそもそも数量とかが小さくて影響になるとそうだから、そこまで見ておく必要はないだろうっていうことなんですかね。
0:26:49	日本原電の盛です。もともとこちらのコメントというかご指摘につきましてはもともとこちらで
0:26:57	塩酸やアンモニアについて、開示情報がえられなかったものについて、堰を設定推定しておりました。そこで積があるものとして、それを考えていいのかっていう、
0:27:10	のご指摘の際に、アンモニアと塩酸につきましては、毒物劇物法で、
0:27:18	200kg以上はと消防法で届け出の義務がありますので、毒物劇物法の貿易てを設置することが規定されているので、
0:27:29	アンモニアと委員さんにつきましては 5 規定があることで、我々推定していましたという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:36	あれなんですけど、はい。
0:27:39	規制庁の大江さん承知いたしましたありがとうございます。
0:27:41	で、
0:27:42	ちょっと数私からの質問の最後になるんですけども、ちょっともう一度先ほどの、
0:27:48	一番最初にご説明あった、
0:27:51	表のガソリンの 13 オレンジのやつだけちょっと確認させていただきたくて、
0:27:57	ある種このガソリン 13 っていうのは、今事業者の実態としては使用してなくてそういう施設もないっていうことなんですけれども、
0:28:06	消防法の届け出の情報からはこれからも読み取れると。ていう、事業者が廃止していないってことは、
0:28:15	ある種それらのガソリンが入ってくることは考えられるっていうか、そこはその業者、
0:28:22	にゆだねられてるのかなと思っていて、何か調査をしていって多分そういうものは他のものとしてもあって、それを評価したりとか、
0:28:34	してるのかなと思うところのガソリン 13 をここで何か聞きってしまうっていうことは、要は、今としてはないっていうところで、こう切ってしまうっていうことは何かそれは、
0:28:45	評価上こうどうなのかなっていうのがちょっとわからなくて、その考え方をすいませんもう一度ご説明していただけないでしょうか。
0:28:56	日本原子力発電の盛です。確かに開示情報出られた情報から特定いたしましたして今回直接、こちらから事業所の方に確認して、
0:29:08	ないことを確認しました。確かに今後、もしかしたらまたガソリンがするかもしれませんが、今後、
0:29:20	こちら、我々としましては、また定期的にそういう調査をして、こういう特定フォローとか有毒ガス問題ないことを確認することを多分後段の方で、
0:29:32	せ、規定することとなると思いますのでそちらで確認できるということで、今回の時点ではないことが確認されていますので、評価対象外と。
0:29:42	したということでございます。
0:29:45	規制庁の所持いたしました。
0:29:49	ちなみにこのガソリン 13 ってどれぐらいの値だったかって今わかりますか。
0:29:55	日本原子力発電森末と。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:57	0点。
0:29:58	9、0.0点。
0:30:02	0.09、0.1弱です。
0:30:06	規制庁の承知いたしました。
0:30:09	このガソリン13のところって、多分グループの中で一番大きい。
0:30:15	値のところだけれども0.1ぐらい増えたとしても、影響はない、ないだろうということですね。
0:30:24	すいませんもう1個、規制庁ですもう1個教えていただきたくて、
0:30:29	ある種表の
0:30:32	2ページ目の、
0:30:34	委員のグループ、こここいつらが要はこの有毒ガスでまあさ、最大、
0:30:40	最大のやつらで多分一番我々がチェックしておかないといけないよ、ようなグループだと思うんですけれども、その中で特に、もうすべて支配しているのはアンモニアの後、
0:30:52	だと思うんですけれどもこれがちょっと差し支えなければ、どういった利用してどういったものなのかってちょっと教えていただくことは可能でしょうか。
0:31:06	日本原子力発電の福井です。こちらですね液化アンモニアの製造所になります、もう北井のアンモニアですので、そう意味でも積がなくて、ちょっとどうしても評価値が大きくなってしまいうという結果でちょっとこちらの値は、
0:31:18	ちょっと石油を、が例えばあって、下がるというものではないので、どうしてもちょっとこの数字は残ってしまうのかなと考えております。
0:31:36	はい、規制庁のS承知いたしましたありがとうございます私からの質問は以上です。
0:31:45	規制庁の永江です。ちょっと今、法令の関係で
0:31:50	ちょっと関連して、追加で質問。
0:31:54	したいんですけれども。
0:31:56	資料の比較表じゃなくて単品のやつのG-1の、
0:32:01	2
0:32:06	の資料なんですけれどもその通しのページ右、
0:32:10	下の、
0:32:11	通しページで、23ページのところ2、
0:32:15	敷地外固定元の
0:32:17	法律の関係の引用があるんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:21	その 23 ページの
0:32:24	真ん中あたりにガス事業法っていうところの、
0:32:28	部署があって、そのガス事業法カラーについては皆さんはエネ庁の、
0:32:34	そのホームページを見て、ガス製造事業者一覧から、当該事業者のホームページにあたって、
0:32:43	外部空間の人体の影響がないことを確認してるっていうふう構成されてるんですけど、
0:32:50	ここにガス事業法の何ていうんすかねホームページから多分引用されたと思われる。
0:33:00	情報がですね、後ろの方にあつたかと思うんですけども、
0:33:26	すいません別紙の 339 ページですね
0:33:30	通しページでいくと 339 ページに、
0:33:35	第 12 条ですかね東海第 2 発電所のご提言整理表で、ガス事業敷地外ガス事業法で
0:33:43	見三つですかねNGが、
0:33:47	参考っていうことで
0:33:50	皆さんホームページでちょっとわからないすもつと私をずっと多いと思ってたんで、
0:33:57	本、
0:33:59	エネ庁のホームページでもともとガス製造事業者一覧っていうのが
0:34:06	3 社しかなかったっていうそうそういうことなんでしょうか。
0:34:13	日本原電の森です。事業者としましては、1 社になります。
0:34:19	ガス事業は、ホームページで開示されてましたガス事業者一覧表で、住所等事業者が記載されていますので、
0:34:29	そこで、10 日発電所から 10 キロ圏内の事業者を、確認したところまず 1 社でございました。そこからその事業者のホームページ内で、その小提言に関する情報を、
0:34:43	入手しまして、こちらに、の 3 点のご提言を設定しているものでございます。
0:34:50	規制庁中出そうすつとこれは 1 社っていうことですね。339 ページにその三つに昆布分割されてますけど、
0:35:00	医師、そうするとそれ、その旨をはっきりちょっと書いていただければと思うんですけど、それでこの
0:35:09	おそらくこの調査対象整理で、4 のところで開放空間での人体の影響がないっていう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:15	4 の清梨衣ではじいてると思うんですけど。
0:35:19	ここは何て言うんすかね。どう、
0:35:22	どういう会情報あって
0:35:26	或いはその判断で
0:35:28	何ていうかね開放空間での人体の影響がないっていうのは
0:35:32	確認されたっていう。
0:35:33	海野がちょっと説明いただけると。
0:35:42	はい。日本原子力発電の森井です。はい。こちらにつきましては 1 社の事業所で、江藤石油の液化天然ガスと、液化石油ガスのタンク、
0:35:53	の情報を入手し、記載しております。また液化石油ガスと液化天然ガスについては、それ自体には毒性がないことを文献等で確認しております。
0:36:06	ので、それでただ不完全燃焼を起こすと、一旦下 3 層、
0:36:12	が発生するという記載はあるんですけども、なので開放空間での人体への影響はないということで、こちら、評価対象として、対象外とさせていただきます。
0:36:24	規制庁奈良ですそうするともう少しなんつうか、ここで空間の人体の影響がないということを今おっしゃったような説明を加えて、
0:36:36	あと 339 ページも
0:36:39	何ていうかね
0:36:40	この 23 ページと、ちゃんとこう引用するような形で、
0:36:45	とにかくガス事業法は一応全部当たって、最終的にそのはじいたんだっていうのがセットでわかるような形で資料の充実Ⅱをさせていただけますか。
0:36:59	日本原子力発電盛です。本文と別紙の方で整合させて、
0:37:06	記載するように、検討し記載するようにいたします。以上です。
0:37:12	規制庁奈良ですよろしく申し上げますそれとあともう一つ
0:37:15	23 ページのやっぱり法令のところの一番最後の行に、
0:37:20	なお書きで中央制御室から半径 10 キロ以内及び近傍には、
0:37:25	多量のゆ有毒化学物質を
0:37:28	保有する化学工場がないことを確認してるっていうことで一応書かれてるんですけど、これも何か調査された。
0:37:36	上で工場の関係を法令の届け出以外で確認されたと思うんですけど、そこの何ていうんどういいうものを調べられて、
0:37:47	こういう判断に至ったっていうのもちょっと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:50	ちょっと、何をやったか具体的にこう書い
0:37:53	説明いただけますか。
0:37:56	日本原電の盛です。こちらにつきましても開示情報を、茨城県の開示情報とかをすべて入手しておりますので、まずは 10 キロ圏内へと 10 キロ圏外の
0:38:10	事業所っていうのをまず抽出しております。その 10 キロ圏外につきましては、例えば 11 キロ 12 キロっていうものも拾いまして、11 キロ 12 キロにつきましてはそういう、
0:38:23	多量の有毒化学物質を保有するような化学工場はないっていうことを確認しまして、10 キロ圏内の事業所のみ調査、
0:38:36	を特定するための、を抽出しているということになります。
0:38:41	規制庁長江です 23 ページでいうと
0:38:46	ももとの情報はそうすと地域防災計画で、
0:38:50	何ていうんすか
0:38:52	製造所とか、貯蔵所等の情報が基本的にはあった。それ、それからさらに、個別に
0:39:01	皆さん、皆さんの方でホームページ当たるなりで確認していったってことですか。
0:39:09	はい。こちらに記載しております地域防災計画と消防法高圧ガスをとガス事業法と毒物及び劇物取締法の開示請求。
0:39:20	等々の情報により、これら抽出としております。
0:39:27	規制庁流れそうすると何て言うんすかね。どっかの所、例えば消防法なり消防法で、それが
0:39:36	ピックアップされた形で、
0:39:39	何、何て言うんすかね
0:39:42	化学物質では有毒化学物質はここでいうね該当しないということを確認したっていう形でその障防法の中の整理に出てきてるっていうふうに思えばいいですか。
0:39:56	日本原子力発電森です。
0:39:59	別紙 4 の 7-1 に固定げん整理表をまとめておりまして、そこに、例えば第 10 条につきましては地域敷地外の障防法。
0:40:09	第 11 票につきましては高圧ガス基本法という方に記載してありますが、こちらにすべて記載しているものについては、10 キロ圏内。
0:40:19	の、有毒化学物質になっております。
0:40:25	規制庁の中でそうするとこの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:29	23 ページCの記載は、中央制御室から 10 キロ以遠の多量の湯誘導。
0:40:36	10 キロ以遠及び近傍かな次できる。
0:40:39	2 キロを超える近傍にその例えば有毒化学物質はないってことを確認したってということですか。
0:40:48	その通りでございます。
0:40:52	23、規制庁ナガエSource23 ページのなお書きの
0:40:57	半径 10 キロ以内ってところ。
0:41:01	そこは幸奈稲井はいらないんですよね。そこは障防法で拾ってるから、
0:41:08	という理解でよろしいですか。
0:41:18	はい。確認しその通りでございます。はい。
0:41:21	わかりましたそうすると今、基本的には 19 年伊奈伊井であれば、問題は
0:41:29	そこだけの整理としてちょっと必要かどうかも含めてちょっともう一度、
0:41:35	見直しです。
0:41:36	ちょっと、みなして議論して見直していただければと思います。
0:41:41	日本原子力発電盛ですちょっとこちらの記載については、確認し、衛藤
0:41:50	記載方法を検討いたします。
0:41:58	丁重ナラですよろしく申し上げます。
0:42:05	ミヤモトですけどちょっと 1 点だけさっきちょっとオノの指摘と同じなんだ
0:42:13	けどガソリン 13 の取り扱いなんですけど、
0:42:23	今質問あった 23 ページが比較でもいいんだけど 23 ページのところの、
0:42:27	考え方だと敷地外ご提言については環境法令に基づいて抽出しますよ
0:42:31	ってところで、そこからはガソリン 13 図が抽出されていると。
0:42:36	ただし、今現状がそれは保管してないと。
0:42:38	ただ廃止届は出してないので、
0:42:41	将来にわたってそこに置かないという約束までされてないと。
0:42:41	ていうんであれば、
0:42:41	加えなきゃいけないんじゃないかなってというのが、単純な、
0:42:41	私の認識なんだけど、言われてるように今調べられて、現状ないって
0:42:53	いうのは確認されているのでその内っていうものに対する取り扱いって、
0:42:53	じゃあどうするんですかっていうところが、
0:42:53	潜航とそこ分けるのであれば、そこは何らかの根拠を示して例えばそ
0:42:58	の、
0:42:58	事業所の方で廃止届は出してないけど、
0:43:02	例えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:04	今まで何年間使ってなくてこういう目的でしか使わないから、
0:43:09	当面ってというかM&Cでは緊急事態じゃなければ、こういうものは使わないっていうのは、
0:43:17	担保しているので外し外しましたとか、何らかの理由は明確にしといてもらわないと、今ないから外すっていうのは、少しちょっと乱暴かなと思うのでそこはちょっと不追加していただけますか。もし外すまだ、
0:43:33	日本原電の盛です。情報入手しました情報の内容等を検討いたしまして、確認いたして、当評価するかしないか検討いたします。
0:43:45	よろしく願いちょっと私はその1点でさ、です。
0:43:57	ちょっと打ち合わせしますすいません、ちょっと打ち合わせしますね。
0:45:55	神尾です以上ですはい。私は以上です。
0:46:06	規制庁の荒井です
0:46:09	すみませんまたG1の002の大きい
0:46:16	ずーのところで20、29ページのちょっと、
0:46:20	図を見ていただきたいんですけど、
0:46:25	一応今回つい、ついキーで、
0:46:30	補修元と評価点の関係がわかるような形でほいほい軸を入れていただいて、
0:46:36	あとさっきの比較表の後ろの方に各種
0:46:41	発生元から評価点を見ても入れていただいたんですけど私の意図は
0:46:47	要はですね
0:46:48	29ページの、うん、評価点を中心にこの16方位引いていただくと、こういう軸上で、特に、その下のところとか見ますと
0:46:59	ちょうど下のキンキン対象の丸の11とかね、
0:47:04	ちょっと宝永時空の作り方自体でその方位がどっちの方向に行くかわかんないっていうのがあって、確報出現ごとにきちんとした
0:47:16	評価点を見た、方位の絵を書いて、
0:47:21	隣接方位はいるんで、その医師、1個でもね、でかいやつがあるんで1個、どっちかに入るかで結果変わり得るっていう可能性があるんで、きちんと
0:47:32	発生元ごとに見た
0:47:36	方位を正確に
0:47:38	ずれがないように拾ってくれっていう趣旨なんです。だからその趣旨で、ちょっと
0:47:44	先ほどの後の比較表の325ってそういう制度がないんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:51	ちょっとあの日、
0:47:52	評価点だけで見るとあれなんですけど、発生元から引くと、その方位がちょっとずれるんで、その中でもやっちゃったんですけど、
0:48:04	そこのところ皆さんの数が多いのと、一つあたりのその量が多いので、ちょっと方位とか、その隣の方位とか
0:48:16	結構でかいやつがあってそれがどっちに行くかとか外れるかその結果に0. 幾つぐらい影響してくるんで、ちょっとそこのところを注意してもう一度ちょっと、
0:48:26	本位のところを見直していただけますか。
0:48:31	日本原電の福井です。衛藤。
0:48:35	比較表の方になるんですけども、327 ページを見ていただくと、
0:48:40	この第 37 図っていう図があるんですね。
0:48:50	ちょうどページを跨いでいるんですけども、今ご指摘いただいた点例えば敷地外固定元の 80 についてはご指摘いただいたように評価点によってちょっと声が変わり得ると。実際の評価は、
0:49:02	GISってところ用いて評価点の角度を見て、角度でちゃんと分類はしているのでもっとそちらの方わかるように記載はちょっと検討させていただきたいと思います。
0:49:15	規制庁の長江です。
0:49:19	とにかく基本的に方位軸のずれを反映した形で隣接保養を含めてるっていうのがわかるような形で資料をまとめていただければ、結構ですのでよろしくお願いします。
0:49:30	はい、かしこまりました。
0:49:36	長南です。私の方がちょっと1点だけちょっと今回の資料になんかと思うんですけども、
0:49:42	本文テンパチ敷地内の提言だと思うんですけども、
0:49:47	有毒ガス影響を軽減することを期待する貿易では、保守管理及び運用管理を適切に実施するって書いてるんですよこれ多分あの子。
0:49:59	敷地内の固定元なのかなと思うんですけどそれって、実際に何をされるんですか。
0:50:06	何か。
0:50:07	多分この本文テンパチに書いてあるんだけど多分この今までの補足で多分そういうのでなくて、何をどう管理していくのかなっていうのがわからないのでちょっと何か。
0:50:22	説明していただけたらと思うんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:41	原電の鈴木です。ます。鈴木です。ちょっと確認をいたしまして、何らか、どっか
0:50:48	まとめ資料のどこかに、各方向でちょっと考えたいと思います。
0:50:52	以上です。
0:50:53	規制庁のですよろしくお願ひします。
0:50:56	お待ちください。
0:51:46	規制庁三輪ですけど、多分女川はそういうものがないので、何もついでなかつたんだと思うので先行の島根であつたり柏であつたりPWあ、
0:51:58	であるだつたりっていうその先行審査実績よく確認してもらって、それと同等のものがつくれるように準備していただければと思います。
0:52:08	はい、元のスズキで承知しました。
0:52:12	道野です。他何かありますか。
0:52:17	それでは次お願ひいたします。
0:52:25	日本原電の盛です。それでは続きまして気象のデータにつきまして、説明させていただきます。
0:52:34	他のちょっと、
0:52:36	比較表になりますので、G-1の00010、
0:52:43	甲斐市野。
0:52:48	222ページ、右下222ページ。
0:52:53	をお願ひいたします。
0:53:00	と、こちらに、最寄の気象官署において観測された気象データについてってということで、有毒ガスの評価に用いているものにつきましては、東海第2発電所の敷地内において観測された、
0:53:14	2005年度の1年間の気象データを用いております。
0:53:19	その当該の1年間の気象データ、
0:53:22	を使用するに当たりましては、至近10年の気象データと比較して、特に異常な年でないかどうかの検定検討を、F分布検定により実施して、
0:53:34	おります。
0:53:35	また、こちら、当該1年間の気象データにつきましては、2018年9月26日に原子炉設置変更許可を受けた東海第2発電。
0:53:47	所発電用原子炉設置許可変更申請書の被ばく評価に使用した気象データであり、当該気象データが、過去10年、
0:53:57	こちらでは1994年4月から2005年3月の地上付近の標高18メートルの観測データと比較して、特に、
0:54:07	異常な年でないことを確認しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:11	またそしてここでは最寄の気象官署である三藤地方気象台について感 触、観測された気象データ、
0:54:21	2005年4月から2006年3月の1年間のデータが、この2018年9月 26日に原子炉設置変更許可を受けた。
0:54:31	東海第2発電所発電用原子炉設置変更許可申請書にて確認している 統計値。
0:54:39	1994年4月から2005年3月の気象データと比較して、特に異常な年 でないかどうかの検定検討を、F分布検定により実施いたしました。
0:54:52	結果につきましては次のページの223ページをお願いいたします。
0:54:58	(3)に検討結果として、いたしまして、表1に示しておりますと有意水準 5%で棄却された項目はありませんでした。
0:55:08	このため、検定値の気象データは、統計値の気象データと比較して、特 に異常な年でないものと判断いたしました。
0:55:18	検定結果につきましては表に、第1表第3表に示しております。
0:55:24	続きまして、226ページをお願いいたします。
0:55:29	敷地内で観測された1年間の気象データと同様に、水戸地方気象台で 観測された、当該1年間の気象データにつきましても、
0:55:40	F分布検定を実施した結果、有意水準5%で棄却された項目はありませ んでした。
0:55:47	また、東海第2発電所は開けた場所に立地していることや、発電所周 辺は平坦な地形になっていることから、東海第2発電所敷地内にお いて観測された。
0:55:58	当該1年間の気象データを用いて、有毒ガス濃度の評価を行うことで は、行うことは妥当であると判断いたしました。
0:56:07	以上がF分布検定の妥当性の説明になります。
0:56:15	規制庁の規制庁ナガエです選果伊井も言ったと思うんですけど。要は、 これ一このまま置いておくとね、また同じ質問が出て、その
0:56:27	イトウのデータで、
0:56:29	2010年から2020年のDたで、検定したら、
0:56:34	どうなるのっていうので答えは六つか七つ。
0:56:37	アウトだったんで、
0:56:38	私はコメントして
0:56:42	前、
0:56:43	その最新っていう、2010年2020年という、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:48	ちょっとずらして2、3年ずらしてOKになるんじゃないかっていうつもりで、こういったんですけど、
0:56:54	これ妥当このまま資料だと、
0:56:58	東海だけその2000、
0:57:01	10年2020年まではOKだけど、
0:57:03	イトウも同じ新しいスパンのデータで検定したら、
0:57:09	駄目になるんじゃないのっていうふうになっちゃうんじゃないかと思うんですけど。
0:57:16	聞いている意味わかりますかね。
0:57:26	日本原燃福井です。すいません今のご指摘は、
0:57:31	1の規定検定を行う期間等々の検定を行う期間を同じ期間でどちらも棄却が少ないことを確認したらいいのではないかとそそういうコメントと理解したらよろしいでしょうか。
0:57:43	だから、最初に何て言うかね、前回やったもので、もう、新しい同じ東海と三藤。
0:57:52	同じ2010年2020年の新しいデータで、2005年度かなの検定をやるとかOKなんだけど三戸はね、アウトになっちゃうんですよ。
0:58:02	そうすると、
0:58:03	至近の気象データで、
0:58:07	一番近い最寄りの官署のね、水戸のデータが異常年だっていう話になっちゃうんでF検定で企画されちゃうんで、
0:58:15	これって
0:58:18	この
0:58:19	記載ぶりだとちょっと、そういうのが、
0:58:23	結果的にもう結果見てるんで、言ったのは資金というのが必ずしも2020年である必要ないから、
0:58:33	数年ずらして3個ぐらいまでの結果であれば、形にはなる可能性はあるんじゃないかと思って、ちょっと言ったっていうことなんですけど私の意図は、
0:58:49	日本原電の盛です。はい。江藤。ちょっと検定年につきましてはこの2018年度の現椎野設置許可、
0:58:59	認可のときのやつとちょっと合わせたんですけども、ちょっと東海第2発電所につきましても、もうちょっと最新では、2020年度ではないですけどちょっとずらして、
0:59:10	確認してと三戸との絵と整合を図るようにいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:16	規制庁ナガエですちょっとそれやってみていただいて、ひよっとするとわかんないんですけどイトウが多いようであればね、
0:59:27	ここの路地ロジックとしてもう
0:59:32	行ってしまう等
0:59:34	まずこの順番が悪くて、この、この資料だとね。
0:59:39	2005年の当会のDたで、
0:59:42	まず
0:59:44	新規性基準の対応、もちろんやってるデータなんでしっかりしたデータだと思うんですよ。で、
0:59:51	それは2005年、
0:59:54	納期至近の10年で決定されてますよねと。
0:59:58	で、
1:00:00	その次、同じ検定年とその当時の10年の三戸のデータもこの結果から今見ると、そのせいをしてるんで、どっちも。
1:00:11	申請基準のときの2005年のデータは、当会のデータも水戸のデータも問題ないんですよっていう話で一つ終わって、
1:00:24	もしやるとしたら何ていうか先にまずは何ていうか資金のデータで倒壊も認めるもいいんですけど、その
1:00:33	絵と東海のデータだけ。
1:00:36	今の話だとその資金の2000、20年までですかね、までは一応確認されてるんで、最低限のラインは一応確認できてると思うんですよ。だから一番いいのは
1:00:48	資金のやつのみとも両方OKだったら、一番いいんですけど、
1:00:54	それが駄目であれば最低
1:00:56	イトウの話を先に持ってきた形の整理で、
1:01:01	まずはその検定年自体が
1:01:04	新規性基準のと聞いが全然問題ないんだというところからの論理展開でいっても、基本的には最低限のところは言ってるのかなと思うんで、ちょっとそこも、
1:01:15	二つ方法をちょっと見ていただいて、ちょっと検討していただければと思うんですけど、と言ってる意味わかりますかね。
1:01:25	日本原子力発電の盛です。はい。まずは原子炉設置許可変更許可を受けた際の建物で確認しているので2005年については、
1:01:36	問題ないっていうことを説明いたしまして、ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:40	2020年度ではないですけれども資金のところでも、また、三戸と東海やってみて、そこについても同じであるということで説明するというこ とで、
1:01:52	と。
1:01:54	規制庁内まずはそれをちょっとやってみていただいて、検討していただ ければと思いますのでよろしくお願いします。
1:02:27	はい、規制庁です。では次の説明をお願いします。
1:02:40	すいません。日本原電の森です。続きましては別紙4-7。
1:02:45	の方につきまして説明いたしますので、こちらは資料G-1の002階 に、の方になります。
1:02:55	まずは右下通しページ201ページ。
1:03:00	をお願いいたします。
1:03:09	はい。すいません、201ページをお願いいたします。資料番号G-1- 002階に、
1:03:20	201ページをお願いいたします。
1:03:26	まず、こちらにつきましては、G-1-009会議の指摘事項に対する回答 一覧表のナンバー23の対応になります。
1:03:37	こちらへと、屋内開閉所の当位置を示した図を追記いたしました。
1:03:44	こちらに屋内開閉所の位置を示さずを追記いたしました。
1:03:49	続きまして、まとめ資料同じく右下通しページ229ページをお願いいた します。
1:04:01	まずこちらにつきましても指摘事項一覧表のナンバー24の対応となりま す。
1:04:09	まず、表に記載しています、有毒ガス判断と調査対象整理の項目のマ ルバツにつきましては、特定フローに基づき、整理しております。
1:04:22	まず1例えば一番上のガソリンにつきましては、ガス化するため、0に なっており、ボンベ保管されておらず、試薬類、
1:04:31	出ないため、×にしており、このガソリンについては屋内に保管されて いるため、3番目が0となり、調査対象外といたしております。
1:04:42	儘田の方にあります。調査対象としましたがそれにつきましては、屋外 に保管されており、開放空間での人体への影響があるため、
1:04:55	3番と4番がバツとなり、調査対象としております。
1:05:02	これらのようにすべての
1:05:04	誘導科学物資につきまして、特定フローに基づき、調査対象を特定して おります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:12	続きまして右下 270 ページをお願いいたします。
1:05:20	こちらにつきましても指摘 1、指摘事項一覧表のナンバー25 の対応になります。開示された情報から、貯蔵方法が不明であった液化石油ガスにつきまして、
1:05:35	注釈に記載しております。消防法に基づく届け出情報から、所蔵方法の情報がえられなかったが、消防法に基づき届け出のあった液化石油ガスは高圧ガスであり、
1:05:50	高圧ガスは高圧ガス保安法に定める容器、括弧ボンベ等に保管されているため、調査対象外。
1:05:58	なお、貯蔵量が 300 キロ以上 3000 キロ未満であるため、高圧ガス保安法ではなく、障防法にて届けがなされている。
1:06:08	とし、届け出情報に基づく記載といたしました。
1:06:14	続きまして、ちょっと戻りますが右下通しページ 196 ページをお願いいたします。
1:06:35	196 ページ、こちらも指摘事項一覧表のナンバー27 の対応となります。
1:06:45	こちら、東海発電所の敷地の大半は、東海第 2 発電所の敷地に囲まれていることを踏まえまして、
1:06:53	東海発電所の敷地内の有毒化学物質も東海第 2 発電所の敷地内にあるものとして評価を実施しておりますので、このように整理表に追記いたしました。
1:07:05	あと東海発電所には本票になる冷媒機器がありますが、その他の有毒化学物質はないことを確認しております。
1:07:15	あと本内容につきましては、本文にも、を追記いたしました。
1:07:20	あと右下通しページ 3 ページをお願いいたします。
1:07:29	すいません 3 ページ。
1:07:32	通しページ 8 ページです。すいません。8 ページをお願いいたします。
1:07:39	こちらに、東海発電所の有毒化学物質の調査にあたっては、東海第 2 発電所と同様に特定フローに従い、
1:07:50	調査を行い、東海発電所の敷地内に調査対象となる有毒化学物質がないことを確認していることを記載しております。
1:07:59	また東海第 2 発電所の敷地は、その大半を東海第 2 発電所の敷地に囲まれていることを踏まえ、東海発電所の敷地内の有毒化学物質も、
1:08:09	東海第 2 発電所の敷地内にあるものとして評価を実施していることを記載いたしております。
1:08:15	そして、右下通しページ 10 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:20	こちらに東海第2発電所及び東海第2発電所の敷地図を追記いたしました。
1:08:30	以上が江藤指摘事項一覧。
1:08:33	表の江藤ナンバー23、24、25、そして27の対応になります。
1:08:40	続きまして、指摘事項一覧表のナンバー28の説明もさせていただきます。同じまとめ資料の右下通しページ35ページをお願いいたします。
1:08:55	135ページすいません、135ページです。
1:09:06	こちら、東海第2発電所の敷地内ご提言としましては、熔融炉アンモニアタンクに貯蔵されたアンモニアが中止されております。
1:09:15	あと熔融炉アンモニアタンクを設置許可上、脱答廃棄物処理の雑固体減容処理設備の一部であり、不燃性雑こたえ、
1:09:26	廃棄物を熔融焼却する際に発生する、窒素酸化物等を除去するために使用しているアンモニアを徐々に想像しているタンクになります。
1:09:36	第1図に、東海第2発電所発電用原子炉設置変更許可申請書に記載の固体廃棄物処理系統概要図のうち、雑固体減容処理設備の該当箇所を示しております。
1:09:52	こちらに設置許可上のタンクの説明をさせていただいております。
1:09:59	ちょっと引き続きまして一覧表、指摘事項一覧表のナンバー29について、回答いたします。
1:10:08	こちらからまた申し訳ないんですけど資料G-1-010比較表の
1:10:14	右下、22ページをお願いいたします。
1:10:26	比較表、右下、22ページのところに、
1:10:31	地域防災計画、及び、ガス事業も含めた調査結果を記載いたしました。
1:10:38	と地域防災計画では製造図や貯蔵図などの危険物施設の件数のみ記載されており、敷地が固定元についてられる情報はなかったが、
1:10:48	危険物施設については、消防法に基づく届け出情報に記載された施設に包絡されていることを確認している。また、ガス事業法から抽出された敷地外ご提言については、
1:11:01	資源エネルギー庁のホームページで開示されているガス衛生増事業者一覧より事業者を抽出し、抽出された事業者のホームページから特定した。
1:11:13	その敷地がご提言について開放空間での人体の影響がないことを確認しているということを追記しております。こちら先ほどご指摘ありましたようにちょっと記載内容も適正化を図りたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:27	続きましては同じくガス事業法の記載につきまして、右下 117 ページをお願いします。
1:11:35	と、別紙 3 になります。
1:11:41	とガス事業法で開示された情報が、どれなのかを明確化いたしました。
1:11:48	ガス事業法、
1:11:50	で開示されたものにつきましてはLNGの基地目及び事業者名を確認しております。
1:11:57	ご提言については、事業者のホームページより確認していることを右の差異理由に記載いたしました。
1:12:06	こちらは
1:12:08	指摘事項一覧表のNo.38 の回答、回答になります。
1:12:15	続きましては江藤記載の適正化になりますが、右下 31 ページ。
1:12:21	をお願いいたします。
1:12:30	こちら 31 ページから 37 ページになりますが、文献等に基づき、制限、整合を図るとともに、記載の適正化を行いました。
1:12:41	こちらの表につきましては別紙 1 にも記載されておりました、と合わせて記載し、
1:12:47	併せて適正化を行っております。
1:12:51	こちらは指摘事項No. 32 の対応になります。
1:12:56	続きまして右下ページ、273 ページをお願いいたします。
1:13:09	とこちらも計算式、
1:13:11	被ばく評価手法の内規の方の基礎計算式記載しておりましたが、計算式を気象指針に基づき、適正化を図る修正。
1:13:23	するとともに、気象指針に基づく月である旨を記載いたしました。
1:13:29	こちらは一覧表のNo.15 の回答になります。
1:13:35	それでは一覧表の、
1:13:37	審議事項に戻りまして一覧表の 3 ページ。
1:13:41	をお願いいたします。
1:13:47	残りナンバー33 につきましては、
1:13:52	ガイドに合わせて、記載の適正化値という。
1:13:56	次を追記して、記載の適正化を図っております。
1:14:01	次のページのナンバー41 をお願いいたします。
1:14:07	こちらにつきましても、ガイドの記載に合わせ、わが市より小さい、ちよつともともと下回るという言い方をしたんですけども他との整合に合わせ、わが市より小さいという記載の適正化を図っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:23	と有毒ガス濃度の評価の方の説明につきましては以上になります。
1:14:31	はい、規制庁ので説明ありがとうございますすみません、1個だけ確認させてください。私から、170ページの、
1:14:42	※3、液化石油ガスの比木採泥すいませんちょっと私の認識、理解が合ってるかだけなんですけれども、
1:14:49	障防法等、
1:14:53	高圧グズ保安法の両方の規制がかかってますと、で、
1:14:58	ただ、届け出る衛藤法律は、数量によって変わるのでちょっと簡量が小さい方は消防んこ。
1:15:10	障防法にしか届けませんってことでいいんですよね。
1:15:15	日本原燃の盛ですその通りでございます。
1:15:19	承知いたしましたありがとうございます。
1:15:25	阿曾。うん。規制庁長江ですちょっと今の
1:15:31	コメントの回答の橋井では直接ないんですけど、
1:15:35	ちょっと評価のところで気になったところがあってやっぱりG-1-002の資料で、
1:15:42	521ページ。
1:15:49	有毒ガスの外気濃度の評価についてのところの取り扱いなんですよ。
1:15:54	そこに
1:15:57	真ん中あたりにそんななお書きでなお外気濃度の算出に用いる基本については、
1:16:03	評価に用いている風向風速と同事故、同時刻に観測されてる気温、既往データとするって書いてるんですよ。
1:16:13	で、これって江藤栽培9農
1:16:19	なんですかね累積よ累積で、その97%あるなるときの、
1:16:26	大気安定度でいうとFっていうところろうの、
1:16:29	気象データになって、その時の風速はいいんですけどね、風速風向はいいんですけども、
1:16:36	温度もその発電所で、記録としては、とってるんですけども、
1:16:43	F分布ってごめんなさい、大気安定度Fって
1:16:48	どっちかってよるとかね、
1:16:51	何ていうかね温度が低いんですよ。
1:16:53	だから、多分これって、
1:16:57	97%ある大気安定度Fであれば、夜間とか、風の状態とかその

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:06	かなり温度が低い条件でとられて、今、ガソリンとかね、他の
1:17:12	やつって
1:17:13	全部
1:17:15	温度が高い方が揮発するよう蒸発量が多いんで、
1:17:19	これもしとらえてるとしたら、非安全がなってるはずなんですよ。だから、皆さんの今の評価で、
1:17:27	必ずこれ見直してください。それで、そうしないと、
1:17:31	こいつは買場IQが厳しくなる条件であって、
1:17:36	蒸発率が厳しく、非安全になるんで、両方とも安全側に取らないといけないんで、基本についてはね、今もう 30 とか 40 近くなってるんで、そういうところもそうなんですけど、
1:17:50	高いある程度高いっていうか、低い低い温度で今、放出蒸発率出されてる。
1:17:57	いいように見えたんで、これについては全面的に見直した形でやらないと、ちょっと最後、
1:18:03	1 とか際どいところになったとき、
1:18:06	ちょっと危ないと思いますんでちょっと。
1:18:08	再
1:18:10	入力条件見ていただいて、解析結果もちょうと見直していただければ確認していただければと思います。
1:18:17	日本原子力発電盛ですこちら大変申し訳ありませんこちら当初は確かにこういうよう評価をしておりましたので、ちょっとこちらに記載させ、ちょっとこちら削除するのをちょっと失念しておりました申し訳ありません。評価については次の
1:18:32	ページ右下 523 ページ、お願いします。その * 2 のところに書いてあるんですけども、25°C、1 気圧における各有毒化学物質の対積分率でやっております、
1:18:46	一律 25 度、
1:18:49	の衛藤。
1:18:50	基本を使って、こちら外気濃度の評価を現在実施して、
1:18:56	いるところであります。
1:18:59	規制庁なれそうずっと、今の評価は 2025°C になってるってことですね。
1:19:05	日本原電の森でその通りです。申し訳ありません。わかりました。そしたらこの不今の指摘したところ、消し、消しておいていただいて、
1:19:16	その旨、25 度ですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:19	を使ったっていう記載に移行して直しといてください。
1:19:23	日本原電の盛です。承知いたしました。
1:19:36	今日ですねとちょっと 135 ページ
1:19:40	敷地内固定費アンモニアについての資料のところではこれ設置許可から持ってこられて特に中身についてどこじゃないんだけど、
1:19:47	これもっと親切に何か説明書けないかなと思っていて、
1:19:51	これ雑固体大きい原油処理設備は赤くなってるんだけど、今回溶融炉もアンモニアタンクだよな。
1:19:58	そうすると上の文章確かに書いてあんだけど、
1:20:02	雑固体処理月一部でありっていう、ここちょっともう少し詳しく後のページか何かに追記で書いていただかないと我々これでちょっと説明するのは、かなり厳しいかなと。
1:20:13	思いますのでちょっと親切に書いてもらえるとありがたいんですけどいかがですか。
1:20:21	日本原電の森です。確認し、記載するようにいたします。
1:20:28	あと、ちょっとこれ日本語の問題なので、あれですけど下のページで言ってさっき回答があった 270 ページのところ、
1:20:39	これ読むと障防法に※3 ね、消防法に基づく届け出情報から貯蔵方法、
1:20:46	ちょうど貯蔵方法の情報エラーがあったが消防法に基づき凸届け出後池さん。
1:20:52	石油ガスは高圧ガスであり、高圧ガスは高圧ガス保安に定め容器オカせるため調査対象外と。
1:21:00	なお、貯蔵量が 300 キロ以上 3000、3000 キロ未満であると向こうで保安法で処分届なされていると。
1:21:08	これちょっと何を言ってるかが、
1:21:11	ちょっと日本語がうまくまとまってないような気がしていて、
1:21:14	要は消防法に基づく受領からってられなかったものかな、消防法に基づく届け出の定義、
1:21:24	んで、今回のやつは、
1:21:27	これは、
1:21:29	何キロのものなんでしょうねこの※3 を、
1:21:32	300 キロだよな。
1:21:35	300 キロ以上に該当するんだよな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:40	だからこの書き方で消防法に基づく届け出受注いられなかったものの肖像障防法に基づき東京の渡瀬勝。
1:21:48	は、高圧ガスでやると、高圧ガスはガスを要求され保管されちゃう、多分調査対象外であると。なお当該は、貯蔵量が 300 キロであり、
1:22:00	ガス保安法で定める 300 キロ以上 300 キロ未満に該当するため、
1:22:06	高圧画像障防法にて届け出なされてるとかそういう何か、もう少しちよつと親切な書き方をしないと今のこの
1:22:15	※3 だとちよつと。
1:22:16	言わんとすることがよくわからないかなと思うんですけど。
1:22:20	日本原燃の盛でちよつと内容を確認して適正化を図ります。
1:22:26	角谷です。私は以上です。
1:22:32	規制庁の方に今回説明あったところじゃないんですけど比較表の方、41 ページをお願いします。
1:22:48	ここ計算に用いてる記号の説明とかがあるんですけど、下から、
1:22:57	2 番目と 3 番目のところはちよつと気になってこれディーゼルを温度 0 大気圧 PA の時の水の拡散係数で、
1:23:09	DHII は式 4-5 にでも止めますっていう記載があって、
1:23:16	多分標準状態 0 度大気圧の時の水の拡散係数を温度補正している式が、
1:23:23	4-5 の式であるならば、何か両方。
1:23:27	同じ名前でもいいのかなと思っていて、
1:23:32	水の拡散係数と分子拡散係数っていう言葉を使い分けというところに意味はちよつとあるんでしょうか。
1:23:45	ちよつとこちらの文献の方の、
1:23:49	確認してちよつと確認して記載させていただきます。
1:23:53	90 カタギリは了解しました。ちよつと私も伝熱工学資料確認できてないんですけど、もう 1 点、
1:24:00	DHII をの方なんですけど、温度 T 圧力 PV の時って書いてあって、これ多分単純に標準状態の水の各サーン。
1:24:11	係数を補正しているのであれば、
1:24:14	この圧力 PV だって、化学物質の分圧なんですけど、これが入ってくるのにちよつと違和感があって、
1:24:23	これ多分圧力同じ条件。
1:24:27	D0DHII Od ディーゼルかり H を求めているような気がするので、
1:24:34	ちよつとそこも確認していただきたいな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:37	と思うんですけどいかがでしょうか。
1:24:39	日本原電の森です。確認いたします。
1:24:43	規制庁から来て多分 4-5 の式が熱交格納資料の式で、もし圧力補正するのであれば、この式の後に多分圧力の日がかかる子があるはずなので、
1:24:54	多分、PAのときなのかなと思うのでちょっとその確認をお願いいたします。
1:25:02	私からは以上です。
1:25:08	規制庁深山です。あとちょっと 1 件だけ確認です。先ほどっと全体のやつにですね 3 ページのところ
1:25:17	東海発電所等東海第 2 発電所の関係を書いていたいているということでちょっと確認だけです。
1:25:23	投下敷地はその大半を東海第 2 敷地に囲まれていこうと思えてこの大半って入れているのは次のページで言っている、5 ページあんまり中身あれですけど、
1:25:33	右下の部分が囲まれてないところがあるので表現として大半っていうふうに整理したってことでいいですか。
1:25:41	日本原電の森でその通りです。
1:25:44	はい、わかりました。以上です。
1:25:56	では次、お願いいたします。
1:26:00	続きましては指摘事項一覧表の、前回いただきました体制のところの絵と対応についてご説明させていただきます。
1:26:15	日本原燃の新保でございます。前回のヒアリングの方で指摘の方いただきました、質問点 4 点ほどですね、回答一覧表の方的那波 39 の方からご説明させていただきます。
1:26:28	ナンバー 39 の方で前回ですね中央制御室に常駐してる情報班 1 名について、役割等の追記、そういったものを検討することというふうなことでいただいております。本件、対応の方でございますけれども、
1:26:41	資料の方は G-1-010 の方の比較表の方でちょっとご説明の方させていただきます。こちらの方のページの方で、
1:26:51	270、7 ページ目をお開きください。
1:27:00	前回ですね、277 ページ目の方の代表側の方とかに、防護対象者の方の要員の名称の中にですね、情報班員といったところの記載の方を前回、記載の方含ませていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:14	こういったところについて、要員がこういったふうな役割をするのかというふうなこと、そこについて記載の方追記の検討を行うことということでいただいております、
1:27:24	情報班 1 名というふうなところについてはその体制図、277 ページ目の方の第 2 図、もしくはその 278 ページ目の第三次の方、それぞれなんですけれども、
1:27:35	それぞれの体制図 7 の方において、情報班の方の役割としての付記の方をさせていただきました。
1:27:42	第 2 図で言うところのですね、※3 の内容になります。
1:27:48	第 2 図の方の左側の方に、え一通報連絡の方の要因として情報班の人が、災害対策本部の初動体制の中に、二名ほどいるんですがそのうち 1 名ですね。
1:27:59	この要員の役割というふうなところのものを、※3 の方で表しております。※3 の内容ですけれども、情報班員のうち 1 名は中央制御室に常駐し、緊急時対策所の災害対策本部に、
1:28:11	プラントや中央制御室の状況を報告させ、必要な情報を迅速に共有させると、そういったところの旨を役割として、記載の方させていただきました。
1:28:22	続きまして一番コメントの一覧表になりますが、40 番の方になります。要員の名称について、現状同じ要員が別名称となっていたいと、わかりにくいということもありまして記載の方を工夫しなさいというふうなことで、
1:28:38	ご指摘の方をいただいた内容でございます。
1:28:41	こちらの方ですね、対応の方になりますが、同じく、010 の方の資料の方のページ 280、2 ページ目の方を、
1:28:53	お聞きください。
1:28:57	先ほどもご説明したようにこちらの方の第 1 表の方ですね、要員の名称の役割のところここのところの記載の中に、前回はその情報範囲ですとか、
1:29:09	当直の運転員ですとか、そういったところのものを、オク表の中に整理させていただいております。前回の方の指摘を踏まえましてガイドでの故障の方、運転POS初動要員、運転POS指示要員、
1:29:22	運転物対象要員といったこういった役員のところの呼称に適用する、要員の名称というふうなことを再検討いたしまして、上段より運転員及び災害対策要員の初動要員、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:36	それから運転員及び災害対策要員の市場員、それから運転員及び災害対策要員というふうなことで、記載の方を修正しております。あわせまして、前回はですね、情報班員の方を、
1:29:49	この人数のところそれぞれ記載の方、1名、調整室胸をここに追記させていただいておりますけれども、そちらについては災害対策要員の方の要因でございますので、全部そちらの方に含ませる形で記載のほうを修正してございます。
1:30:04	また小江さんの方の、
1:30:07	記載の要望についてはですね、資料全般にわたって統一化を図っております。前回当直括弧運転というふうにしていたところのところについてはですね、すべて運転員というふうな形で記載の方の方を修正してございまして、
1:30:22	今ほども見ていただきましたが、体制図ですね、283 ページ目や、284 ページ目の方にお示してございますけれども、こちらのところの体制図の方の整備の方についてもですね、今回ちょっと見直してございます。
1:30:38	特に 284 ページ目の方ですけども、前回ですね、指示要員の方の枠囲みとか、このオレンジの線でございますけれどもこういったところのものが、複雑化してございましたので、より、
1:30:51	かすかし、見やすい形で再整理させていただいております。
1:30:57	それから運転員とか、こちら辺の記載の方についても、明確なところの、対象者の方をわかりやすく、記載の方を検討させていただいたというふうなところの反映でございます。
1:31:12	続きまして指摘事項一覧表の方の 42 番になります。
1:31:19	立ち会い人等が、資料館の記載方向が統一されていないというふうなこともありましてそれについて整合することと、
1:31:25	また、別紙の 11-1 のタイトルについても、資料に合わせて適正化を検討することということで、ご指摘いただいていた内容でございます。
1:31:34	こちらの方はですね、
1:31:37	同じく比較表の方の資料、010 の方の資料でございますけれども、
1:31:42	こちらの方の資料の方の 274 ページ目の方をお開きください。
1:31:50	こちら 274 ページ目の方、こちらの方にですね、実施体制の方、第 1 図というふうなことでお示しているところでございますけれども、方の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:01	発電所員という真ん中の方ところに記載がある、ここの内容が前回はですね、立ち会い人等というふうな記載の方をさせていただいております。
1:32:12	こちらについてはですね、発電所員というふうなことで統一してございます。
1:32:17	実施手順の方の両括弧1っていうふうなところで具体的な手順の方を示しておりますけれども、担当室から発電所に各薬品受け入れ作業をする担当室員これを派遣いたしまして、
1:32:29	敷地内の方から外の方からやってきました稼働減こちらのものと合流いたしまして、受入箇所まで随行し、その後、受け作業については、この
1:32:42	一緒に同行している発電所員が立ち会って、状況の方を監視するというふうなことで、こちらの方記載のほうを修正してございます。
1:32:53	続きまして回答一覧表の方の43番になります。
1:32:58	こちら、43番の方は有毒ガス防護の防護措置と処理についての記載、こちらは別紙11-2と、11-3で適切な表現を検討することというふうなことでありましたけれども、
1:33:08	併せましてですね、こちら11、前回ですね、11-2で、防護の措置、それから11-3の方で収束対応について記載の方をしていた。
1:33:19	資料だったんですけれども、こちらの方の別紙の資料についてそれぞれ統合するというふうなことも含めて検討してはどうかというふうなご指摘をいただきました。
1:33:28	これを踏まえましてですね、今回、統一する形で11-2というふうな資料に再構成させていただいております。これに伴いまして前回までJC11-3ということで、
1:33:39	お示していた資料については、なくしたというふうなことですべて11年に統一したというふうな対応を図っております。こちらがですね、同じく比較表側の方の資料の010の方の資料になりますけれども、276ページ目からというふうなところのこの11-2の資料でございます。
1:34:01	こちらについてですね、前は、今ほど申しましたように別々な記載の方させていただいておりますけれどもこちらをですね、見地以降収束までの対応をこの11-2の方の資料の中で、1年で示せるように、検討し直したというふうなところのものでございます。
1:34:19	で、対応する資源、資料の方がですね、稼働減というふうなこともありまして、左側の方の比較表の方で、移す、資料の方については島根さんの方の資料の方を参照してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:32	島根さんの方の 11-2 と 11-3 の方こちらの方から、それぞれ記載の方を参照させていただきながら、比較表の方を比較させていただいたというふうなことで星様の方をお示しさせていただいております。
1:34:46	江藤 11 の
1:34:49	176 ページ目の方の第 1 図になるんですけども、防護のための実施体制の方こちらの方で示しております、こちら、まず検知の方で当直長の方に発生の連絡の方が入ってきた後にですね、
1:35:05	そういう必要な防護措置をそれぞれ指定する要員に対して指示を起こすんですけども、これとあわせてですね、1、この図中のところの右側のところを点線で結んでおりますけれども、収束活動のための実施の方、こちらについての指示っていうふうなところ、
1:35:23	当直発電長は、シースというふうなことをこの図の中で示させていただいております。この図の流れがですね、この紙、資料の方をめくっていただいた 278 ページ目になるんですけども、第 4 図の方に繋がっております、
1:35:38	第 4 図が、収束活動のための実施体制というふうなことで関連させていただいております。これはもともと島根さんの方でも、別紙 11-3 というふうなところで、当直長の方から、
1:35:51	収束の活動の要員に対して、指示連絡というふうなことが示されているんですけども、これと同様にですね、我々もこの第 4 図の中で、その実施の収束のための実施体制の方を、
1:36:04	お示しする形で今回、記載の方を検討させていただいたというものでございます。
1:36:09	当直の発電長から担当室を介しまして、担当室の方の収束活動要員に対して、担当室のマネージャーが収束のための実施の指示を行いまして、
1:36:19	実際に現場の方で希釈等の措置の方を実施すると、またその施策等の対応、終息のは、有毒ガスの発生が収束したこと、こういったことが確認でき次第、
1:36:30	そういった連絡の方を、現場の方から当直発電長の方まで上げまして、当直発電長の方から機関の運転員ですとか、
1:36:41	災害対策本部長の方に連絡していくというふうな流れで構成してございます。
1:36:48	続きましてページの方に 179 ページ目以降ですけどもこちらの方に実施手順というふうなことで記載のほうをまとめてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:56	2 ポツ 1 の方で防護措置の実施というふうなことでまとめておきまして、次のページに 178 ページ、280 ページ目になりますが、こちらに 2 ポツ 2 という形で収束活動の実施ということで、
1:37:09	手順のほうをまとめさせていただいたというふうなことで、11-2 と 11-3 の方を、1 年でまとめさせていただいたという反映でございます。
1:37:18	以上の方は大勢側の方の反映の内容でございます。
1:37:24	規制庁同じそれでは確認をさせていただきたいと思っておりますすみません私からちょっと 1 点確認させてください。
1:37:31	わかりやすいので資料大きいほうがいいので、
1:37:36	比較表じゃない補足説明資料の 440 ページをちょっと確認させていただきたいんですけども、
1:38:15	城野です。まずちょっと第 1 表から確認させていただきたいんですけども、
1:38:23	対応要員の
1:38:26	藤新野、この呼び名なんですけれども運転員等一番上だった災害対策要員で運転員の方は中央制御室で、
1:38:34	災害対策要員括弧初動要員って書いてあるのは緊対の方の人間だと思うんですけども、
1:38:40	運転対処要員はそうすると災害対策要員は括弧運転員を除くっていうことは要らないんですかね。
1:38:47	この災害対策要員って例えば第 3 図を見ると赤枠の中だと運転員を、この枠の中に囲われちゃってるのかなあと思ったんですけどそれとは関係ないですよ。
1:39:13	富山ですけどオノが今指摘した通りで降りて、私は折田。
1:39:17	私前回よく女川のやつを見てくださって言いましたよね。
1:39:22	482 ページ比較表の 402 ページなんか明らかなんですよねこれ。
1:39:27	見れば、
1:39:30	これが何で直ってないのかっていうのがちょっと私もちょっと不思議なんですけど、
1:39:34	これ比較表見たら明らかですよ。
1:39:39	女川の書き方と、頭にの書き方を見たときに、
1:39:43	なぜ同じような書き方ができないんですかっていうのを前回言ったと思うんですよ。
1:39:49	今尾野が言ったように、何で運転員を除かなくていいんですかって左側の女川を見れば明らかにそれがわかるように書かれていますよね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:58	運転没対象要員だったら括弧、右側に運転員と発電対象本部要員括弧運転員を除くと。
1:40:05	右側の、
1:40:11	東海大に行くと、運転員及び再災害対策要員っていう書き方になってしまって、
1:40:17	災害対策要員の中に運転員も入ってるにもかかわらず、
1:40:21	その部分というのは、何ら考慮されていない比較表になっているのにもかかわらず、
1:40:28	前回の王妃指摘がず全く確認されていない。
1:40:34	こうやって、ちょっと、
1:40:36	事業者の力確認されたんでしょけこって。
1:40:53	はい。今、改めて指摘の方いただいてしまいました但整理の方が足りていないことが明らかでございますので北井の方再修正させてください。
1:41:04	おい。
1:41:05	場所について言うと 287 ページ。
1:41:12	これも女川との比較を見れば明らかなんですよ。
1:41:16	緊急時対策所ところなんて書いてあるかっていうと、
1:41:20	女川運転員を除く。
1:41:23	ていうのをわざわざ書いて式記載していると。
1:41:27	東海第 2 は独自色を出して、採択災害対策初動要員って書かれていて、
1:41:36	女川の場合は、第 1 表で定めた要因の故障でここを整理していると。
1:41:44	それにもかかわらず、
1:41:46	トウニの方は、
1:41:48	第 1 票の外での故障とんのところで呼ばないで、
1:41:53	隊員の故障でここ書いてると。
1:41:57	要はこれ前回これ指摘した内容をよく理解されてればこういうことはないと思うんですよね。
1:42:04	これよく事業者の方でよく確認してください。お願いします。
1:42:10	日本原電の新保でございます。はい、承知いたしました。
1:42:14	規制庁の尾野です。テンジウの方には、運転員及び運転員を除くって書いてあるんですよね。なのでそことの整合を見てください。
1:42:25	規制庁の続いてちょっと確認なんですけれども、もう 1 回その大きい方の、補足説明資料の、
1:42:37	ちょっとこの 449 ページで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:41	中央制御室側の運転員、これが今度多分 8 人になるんだと思うんですねボンベ、明日 8 人って書いてあってこれは、
1:42:52	情報、米印名と情報班の人 1 人加えた人数って書いてあって、これ予期せぬ有毒ガスの発生の時の、
1:43:02	人数の分かれ目になるのかなと思っていて、ちょっとそれでわからなくなっちゃったのが、
1:43:08	もう一度 440 ページ戻っていただいたときに、
1:43:12	この運転員の水色の枠っていうのは、本当に斜めの方だけなのかなっていうのがわからなくて、
1:43:24	情報班の方の 1 人はこの水色の枠の運転員の中には入るわけではないんですか。
1:43:31	ちょっとそこの対比関係がわからないんですね。
1:43:35	いよいよは外部とかで、守るべき予期せぬ防護、有毒ガスの発生下でも護る 1 で中央制御室が原子炉制御室の 26 条側と、
1:43:48	その緊対所側の条文で守る人たちは誰なのかっていうところがちょっと
1:43:54	全体の高校生からちょっと先ほどの 440 ページと、先ほどのボンベの数とかからちょっと含めて、わからなくてちょっとそこを整理して説明してただけたらと思うんですけれども。
1:44:07	日本原電の新保でございます。はい、承知いたしました。趣旨としてはこちら表の方第 3 表の方ですけども中央制御室と緊急時対策所の方に、場所の方が分かれているというふうなところを踏まえて、それぞれの部屋の方で待機している人の方を指して計算してしまったというところでした。
1:44:25	記載の方を修正いたします。原電の鈴木です。少し補足します。この 449 ページのこの第 3 表なんですけど、今新保が言った通り、中央制御室と緊対所っていう場所で分かれて書いてます。
1:44:39	中央製月括弧運転員と書いてるのが実は厳密ではなくて、運転員が 7 目と、あとは災害タクシーさえ災害対策要員の初動要員のうち 1 名が、この中央制御室に入ってるということになりますそれが正しい表現になります。
1:44:55	緊急時対策所の方は、その災害対策要員初動要員のうち、情報班員の 1 人を除いたものが、この緊対所の方に入るとそういうことになります。ちょっとその辺図るようにしたいと思います。規制庁のです結局

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:08	中央制御室の方のその条文単位で 26 条の方で守るべき運転員は 7 名っていいことはいいんですよね。そしたらちょっと場所等、その制御室と緊対所と、要員名刀禰
1:45:20	なんていいますか少しく線がこう、まっすぐ線じゃないかもしれないですけど、そこで少し
1:45:25	明確に中央制御室がこれですと、緊対所の方はこれなんですっていうとただ場所がこう 1 人こっちにいるんですっていう、わかるような図でちょっと説明していただけたらと思いますすみませんよろしくお願いします。
1:45:40	日本原電の新保でございます承知いたしました。
1:45:48	規制庁の長江です。すみません私も大きい方の 002 時、D1 の 002 のページで
1:45:57	437 ページのところに、
1:46:00	その敷地内可動元の
1:46:04	件数のところの体制のところなんですけど、実施体制のところなんですけど、
1:46:09	前、前よりわかりやすくなったんですけど
1:46:13	このワーディングでね
1:46:17	この第 1 図の自治体清野担当室って書いてるんですけど後で担当室マネージャーって出てくるんですよ。だから、
1:46:26	担当者のマネージャーがいいのじゃないかというのと、それからここで発電所員って前の、何でしたっけ立ち会い人ってというのが、
1:46:37	発電所員ではっきりしたのはいいんですけどこの発電所員ってのは実は、その次、次の文章の 2 ポツの次の文章に出てくるんですけど、
1:46:46	発電所員なんだけど担当室員っていうことがやっぱポイントで、有毒物質を取り扱ったりあとで、希釈したり、そういういろんな作業もやる人なんで、
1:46:58	発電所員で括弧して、担当室員って書いた方が正確じゃないかと思うんですよ。
1:47:04	後の
1:47:06	どっか呼び替え、予備呼び込みでやってたかもしれないですけど、この
1:47:11	体制図の中ではその発電、さっき言った丹担当者のマネージャーにして、発電所員で括弧で、
1:47:20	担当室員と、それから
1:47:23	この流れでいくとその稼動元がいきなり納入されるわけなくて、その担当室のマネージャーから、業者ですね製造業者に発注なり

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:34	そういう依頼っていうか
1:47:37	いつ、どれだけの、これをもってというのが発注があってそれから、時間も決めて、
1:47:43	稼動元がやってくるっていうそういう形だと思うんで、その担当室からその事業者には何かの指示が行くような矢印が、
1:47:52	ないとちょっと。
1:47:54	勝手に稼動元だけ来るわけじゃないと思うんでちょっと、
1:47:58	そういう工夫をしていただければと思います。以上です。
1:48:15	はい。今ほど、ご指摘の方いただきました趣旨の方も踏まえて記載の方、他、実施体制の方、修正したいと思いますまた、ワーキングの方もですね、担当室っていうふうになってるところについて、
1:48:26	記載の方、検討させていただきます。
1:48:30	社長永井ですよろしくお願いします。
1:48:51	のでそれはちょっとパワポ資料の説明をお願いします。はい。日本元消化発電の盛です。それでは資料No. G-1 の 001 回 2 のパワーポイントの資料についてご説明させていただきます。
1:49:06	まずこれ、こちらにつきましては 6 月のところに申請の概要ということで説明させていただいた資料となっております。
1:49:14	まず初めは有毒ガス防護に関わる規制の概要ということで記載させていただいております。
1:49:21	そして、右下 4 ページ以降は、それぞれの法律に基づく適合方針を右に記載しております。
1:49:33	また 7 ページにつきましては、今回の申請における変更範囲、
1:49:38	申請書における変更ない変更範囲を記載しております。
1:49:44	続きまして 8 ページ以降に、有毒ガス防護に関する確認の説明をしております、まず 8 ページに、有毒ガス防護に関わる妥当性確認の流れを、
1:49:56	記載させていただいております。
1:50:00	9 ページ以降は、まずご提言及び稼働下の調査、
1:50:05	に対する、
1:50:06	記載になっております。
1:50:10	ずっと言ってみて、12 ページ、右下 12 ページのところにつきましてはこちら敷地外固定芸の調査に当たりまして、
1:50:20	今回ヒアリング等々で指摘事項をいただいております箇所につきましては、修正をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:29	また続きましてちょっと飛びまして右下 16 ページにつきましてもこちらの提言と稼働下の調査結果、敷地内と敷地外それぞれ記載しておりますが、
1:50:41	こちらについてもご提言の方は、
1:50:46	④、事業所ごとに記載したのとあとは後、貯蔵量につきましては、開示情報の通り、薬品等も会場の通り記載しております。ちょっとまだ調査の段階でしたので黄色ハッチングしておりますが、こちらは、
1:51:01	評価の条件、開示情報で、こちら記載いたします。
1:51:07	続きまして右下 19 ページにつきまして、敷地外固定元の特定された敷地外固定下の図を、まとめ資料と同様に変更しております。
1:51:21	続きまして、右下 23 ページになりますが、こちら、当初
1:51:28	一つにまとめた評価結果となっておりますが、それぞれ中央制御室緊対自体、緊急時対策所へ重要す操作地点、それぞれの評価、
1:51:41	結果を記載いたしまして、右にそれぞれの図を一応、
1:51:47	翻訳。
1:51:48	最大方位を含めた図を記載しております。こちらの評価結果につきましても評価、再評価の結果終わり次第、記載して、適正化を図ります。
1:52:02	こちらの 25 ページの重要操作地点の黄色いハッチングにつきましては、先ほどありましたP火、有毒ガスの濃度で 25 度で評価しておりますので、
1:52:13	ちょっと若干数値が変わっておりますのでちょっと本日は木曾、黄色のハッチングさせていただいております。
1:52:22	続きまして右下 26 ページからにつきましては今ほど、
1:52:29	ご指摘事項がありました対策体制のにあわせまして、衛藤。
1:52:35	病院の名称等々、図を変更しておりますが、内容につきましては、御所前回ご説明した内容となっております。
1:52:47	28 ページ以降が容器製の有毒ガスに対する対応になっておりましてこちら、今ほどの体制の、
1:52:55	対応に合わせまして、記載の適正化を図っております。
1:53:02	30 ページにつきましてはまとめになっております。
1:53:06	あと 31 ページ以降、
1:53:08	参考としまして、それぞれ、
1:53:12	のところ提言でしよ、調査対象外とした考え方を記載しておりまして、
1:53:18	右下 33 ページにつきましては 6 月の指摘事項にありましたように、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:25	すべての固定現敷地内ご提言のものについてこちら記載して適正化を図っております。
1:53:32	それ以降については、
1:53:36	それぞれ 6 月に説明した内容になっております。
1:53:40	説明につきましては以上になります。
1:53:44	はい、規制庁のでそれでちょっと確認をさせていただきたいと思います これ。まずは確かなんですけども、
1:53:51	説明時間どれぐらいになりそうですか。
1:54:23	日本原電の森です。説明につきましては十分で説明できるようにいたします。
1:54:29	規制庁のSはい承知いたしました。他、何かありますか。
1:54:39	40 ページこれ、参考資料だからいいんだけど
1:54:43	1CFCの 123 という名称書かれてるんだけど、
1:54:50	46 ページでいうと薬品タンクミウラHFC123 になっていて、
1:54:56	これはあれですか、溶融炉アンモニアタンクのことを言ってるんですけどっけ。
1:55:02	これ何、何のこと言ってるんでしょHCMCというのは。
1:55:11	はい。日本原電の福井です。こちらHCFc-123 というのはフロンの冷媒番号になりますので、衛藤。
1:55:19	この 40、40 ページの方はですねこれ名称としては、フロンの名称になります。
1:55:27	で 16 屋内タンクって書いてあるんだけどこれタンクじゃないタンクなんだっけタンクなら丹亀田、なりそうな気がするんだけど 46 ページのね。
1:55:43	日本原電の栗栖すみません 46 ページの方の薬品タンクに関してちょっと確認して回答させていただきます。そうですね、ちょっと名称と丹空が何か同じ表現されてるのでちょっと何かなと思ったんですすみません。よくそこは確認して全体的な資料の統一を図ってください。以上です。
1:56:01	人間でフクイですかしこまりました。
1:56:07	一応ナガエです。
1:56:09	パワーポイントの 20、23 ページなんですけど、
1:56:15	ここにスクリーニングの評価結果が出てて 23 ページ。
1:56:21	この
1:56:22	左の図と一応
1:56:25	評価点の方の話が書いてるんですけど、
1:56:29	特にこの左のね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:31	何て言うんすかね 3 方位を合算した値で書かれようとしてるところなんですけど、あの書き方をね、女川のパワーポイントをよく見て欲しいんですけど。
1:56:41	かなりなんていうんすかねあれも。
1:56:45	なんていうか精緻に
1:56:47	枠をとって書いてるんで、ちょっと皆さんのこの図だと、
1:56:53	すごいたくさん情報がありすぎて
1:56:56	皆さんは多分頭の中でずっとやられてるからその合算なってるってのはわかるかもしれないんですけど、
1:57:03	個別のものが、
1:57:07	衛藤。
1:57:08	なんですね、自分が主体になって隣接方位を出してて、一つの枠になるような形の書き方でちょっと翁長の方の
1:57:18	整理の表をまねていただいて、ちょっとすっきり交差していただけますかね。ちょっと数が多いんで皆さんも大変かもしれないんですけど、整理の方法論としては、
1:57:30	女川できちんとやってますのでちょっと参考にして直してください。
1:57:35	日本原電の盛です。承知いたしました。
1:57:39	規制庁の荒ですよろしく申し上げます。
1:58:01	或いはそれを後ろ 2 添付して、最大の一番最大の方位は、この三つですっていうサマリーだけでもいいかもしれないです。
1:58:14	日本原電フクイですかしこまりました。
1:58:22	規制庁のでそれでは最後に原電さんから確認することございますでしょうか。
1:58:33	日本原電の盛です。大丈夫でございます。はい、規制庁のそれでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。